

第2節 基本理念と基本方針

1. 基本理念

本市における健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水を適正に処理することは重要な課題です。

本計画における生活排水処理は、地域住民の理解と協力のもとに、公共下水道による処理を基本とし、より快適で豊かな水環境を創出できるよう努めることとします。

基本理念：地域住民の理解と協力のもとに、公共下水道による処理を基本とし、より快適で豊かな水環境を創出できるよう努めることとします。

2. 基本方針

生活排水処理基本計画における基本方針は次のとおりです。

基本方針 1

生活排水の適正処理

公共下水道の事業認可区域内の整備完了に向けて事業を推進し、既存の施設については効率的な維持管理を適正に図ってゆきます。また、市街化調整区域内の生活雑排水については、効率的な処理方法の検討やその普及促進に努めます。

基本方針 2

下水道処理人口普及率の向上

公共下水道による処理の普及促進を図るため、住民への啓発活動や各種の情報提供に積極的に取り組みます。

基本方針 3

浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の維持管理の徹底や生活雑排水の未処理放流による水質汚濁の防止を図るため、関係機関と協議しながら指導に努めます。

基本方針
4

し尿・浄化槽汚泥のより効率的な処理

当面、し尿及び浄化槽汚泥は公共下水道管への放流を継続しますが、公共下水道の普及によるし尿及び浄化槽汚泥の推計処理量を踏まえ、より効率的な処理方法を検討します。

基本方針
5

効率的な処理体制の確立

限られた財源の中で効果的な活用を図る観点から、公共下水道施設の維持管理を含め、生活排水処理に伴う処理コストを様々な角度から分析するとともに、費用対効果を踏まえた効率的な処理体制に努めます。